

亀山市告示第 8 7 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 7 条ただし書の規定に基づき、収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 2 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 出納取扱金融機関の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社三重銀行	四日市市西新地 7 番 8 号
株式会社第三銀行	松阪市京町 5 1 0 番地
北伊勢上野信用金庫	四日市市安島二丁目 2 番 3 号
鈴鹿農業協同組合	鈴鹿市地子町 1 2 6 8 番地
東海労働金庫	名古屋市中区新栄一丁目 7 番 1 2 号
株式会社三菱東京 U F J 銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄三丁目 3 3 番 1 3 号
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号

2 事務の範囲

亀山市公共下水道事業の業務に係る公金の収納の事務の一部

3 指定年月日

平成 2 7 年 4 月 1 日